

2.6 廃棄物

環境保全のための措置の実施状況を表 30 (1) 及び (2) に示す。

また、工事着手時の平成 29 年 9 月から令和 2 年 3 月末までの間に廃棄物に関する苦情はなかった。

表 30 (1) 環境保全のための措置の実施状況 (廃棄物)

項目	評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 設計から施行までの各段階でプレハブ化、ユニット化を行うことや省梱包化を行い、残材・廃材の発生を抑制する。 型枠材の徹底した転用を行うこと並びに PCa 版の利用により、建設木くずの発生を抑制する。 建設資材には、再生品の利用に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後行う工事計画の中で、プレハブ化、ユニット化を行うことや省梱包化を予定していく。 全覆い仮設テントの基礎の型枠材について、転用を徹底した。 今後行う工事計画の中で、建設資材には、再生品の利用を予定していく。
廃棄物の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート塊は、再生骨材等として利用する。 その他がれき類（アスファルトコンクリート塊等）は再資源化を図る。 金属くずは、有価物として売却し、再資源化を図る。 廃プラスチック類は、中央防波堤内側埋立地のスーパーエコタウン施設等に搬入し、発電燃料としてサーマルリサイクルする。 建設汚泥については脱水等の処理を行い再利用を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> コンクリート塊は、再生砕石及び路盤材として再利用した。 その他がれき類（アスファルトコンクリート塊等）は、再生砕石として再利用した。 金属くずは、有価物として売却し、再資源化を図った。 廃プラスチック類は、全量を再資源化施設に搬出し、再生塩ビ原料、代替燃料及び発電原料としての活用を図った。 建設汚泥については、脱水等の処理を行い、改良土として再利用を図った。
建設発生土の有効利用	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土については一部を埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両にシート掛け等を行い搬出する。ただし、受入基準に適合していない場合には、土壌汚染対策法の規定に基づき適切に処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設発生土は、一部は埋戻しに用い、残りは「東京都建設発生土再利用センター」等の受入基準に適合していることを確認の上、運搬車両等にシート掛け等を行い搬出した。また、受入基準に適合していない場合には、土壌汚染対策法の規定に基づき適切に処理した。

表 30 (2) 環境保全のための措置の実施状況 (廃棄物)

項目	評価書に記載した環境保全のための措置	実施した環境保全のための措置
<p>廃棄物の適正処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の有効利用措置を適用しても、やむを得ず発生する場合には、法令等に従い適切に処理する。 ・ 解体工事前までに調査を行い、アスベストの使用の有無を確認したうえで、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」(平成 27 年東京都)等に基づき適切に処分する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有効利用できなかったものについては、廃棄物処理法に従い、適切に処理した。 ・ 発生した石綿含有廃棄物及び廃石綿は、「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル」、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」、「アスベスト成形板対策マニュアル」に基づき適切に処分した。
<p>特別管理産業廃棄物の適正処理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別管理産業廃棄物が確認された場合は、その種類、量、撤去方法及び処理処分方法を事後調査報告書にて報告する。 	<p>評価書の予測時、管理棟及び工場棟の外壁仕上塗材、ダクトのパッキンでのアスベストの使用が判明していたが、工事着手前に再度詳細調査した結果、新たに各種ボード類から、アスベストが確認された。</p> <p>除去の際は、飛散防止対策を行い、塗装材除去の際は、建物を囲い、その中で、集じん装置付き超高压水洗機で除去した。</p> <p>発生した石綿含有廃棄物及び廃石綿は、「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル」、「建築物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」、「アスベスト成形板対策マニュアル」に基づき適切に処分した。</p> <p>なお、特別管理産業廃棄物である廃石綿の処理量は82m³だった</p>